

(3) 訪問学校

◀県立盲・聾・養護学校▶

月	日	曜	学 校	訪 問 者	
				指 導・管 理	指 導委員
5	25	月	平養護学校	新田、後藤、林、久保、高橋	鈴木
5	26	火	聾学校福島分校	新田、後藤、丹野、柳沼、吉田、佐藤(沢)	佐藤(末)
6	2	火	聾学校平分校	佐藤(秀)、大竹、丹野、平沢、高橋、山本	橋本
6	8	月	須賀川養護学校	舟山、大竹、林、平沢	鈴木
6	9	火	西郷養護学校	佐藤(秀)、大竹、久保、柳沼、蓬田	沢田
6	16	火	大笹生養護学校	佐藤(秀)、後藤、柳沼、久保、吉田、佐藤(沢)	佐藤(末)
9	7	月	石川養護学校	新田、後藤、久保、平沢、蓬田	橋本
9	8	火	郡山養護学校安積分校	舟山、大竹、柳沼、林、宗像	楠
9	10	木	郡山養護学校	佐藤(秀)、大竹、林、丹野	斎藤
9	22	火	盲 学 校	佐藤(秀)、後藤、平沢、丹野、吉田、佐藤(沢)	楠

(4) 訪問学校

◀特殊学級設置小・中学校並びに市立養護学校▶

教育事務所	月	日	曜	学 校 名	訪 問 者
県 北	5	26	火	梁 川 中	林
	6	1	月	市立福島養護	柳 沼
	9	24	木	蓬 萊 小	丹 野
	9	28	月	釀 芳 小	久 保
	10	9	金	岳 下 小	平 沢
県 中	6	12	金	船 引 小	丹 野
	9	3	木	須賀川一小	平 沢
	9	22	火	浅 川 小	柳 沼
	10	7	水	上 大 越 小	久 保
県 南	10	12	月	郡 山 二 中	平 沢
	6	12	金	東 館 小	林
	9	3	木	東 中	柳 沼
会 津	11	12	木	善 郷 小	久 保
	5	29	金	会津坂下一中	丹 野
	6	1	月	喜 多 方 一 小	久 保
	6	16	火	高 田 小	林
	11	17	火	行 仁 小	久 保

教育事務所	月	日	曜	学 校 名	訪 問 者
南 会 津	6	4	木	只 見 小	丹 野
	6	30	火	旭 田 小	林
	11	25	水	田 島 小	柳 沼
相 双	10	5	月	浪 江 小	久 保
	10	14	水	相馬市立養護	佐藤(秀)、丹野
	10	26	月	向 陽 中	柳 沼
	11	11	水	新 地 小	林
い わ き	6	15	月	草 野 小	丹 野
	6	19	金	平 三 小	柳 沼
	6	22	月	植 田 小	久 保
	11	2	月	湯 本 一 中	平 沢

9 心身障害児就学指導

(1) 養護教育推進地区

- ① 指定地区 双葉郡浪江町
- ② 研究内容
  - ・各町村に設置された就学指導審議会の運営の共同化による就学指導体制の確立
  - ・教育相談の実施と就学指導
  - ・地域社会の啓発活動

(2) 市町村就学指導審議会運営指導

- ① 目 的
 

県下全市町村に設置された「市町村就学指導審議会」の効果的運営について指導し、適正な就学指導の機能が果せるようにする。

- ② 対 象
 

30市町村審議会（共同設置・事務委託を含む）

- ③ 訪問指導者
 

養護教育課 振興係 1名  
 〃 指導班 1名  
 教育事務所 指導主事 1名

(3) 福島県心身障害児就学指導会議

- ① 目 的
 

心身になんらかの障害を有する児童生徒及び幼児の適正な判断並びに就学の指導について、市町村教育委員会に対して適切な指導・助言を行うため、県内4方に「福島県心身障害児就学指導会議」を設置する。
- ② 名称、所管区域及び庶務担当教育事務所

会 議 の 名 称	所 管 区 域	庶務担当教育事務所
福島県東北心身障害児就学指導会議	福島市、二本松市、伊達郡、安達郡	県北教育事務所
福島県南心身障害児就学指導会議	郡山市、白河市、須賀川市、岩瀬郡、石川郡、田村郡、西白河郡、東白川郡	県中教育事務所
福島県会津心身障害児就学指導会議	会津若松市、喜多方市、北会津郡、耶麻郡、大沼郡、河沼郡、南会津郡	会津教育事務所
福島県浜通り心身障害児就学指導会議	いわき市、原町市、相馬市、相馬郡、双葉郡	相双教育事務所